

議案第53号

佐野市手数料条例の改正について

佐野市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和4年9月2日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市手数料条例の一部を改正する条例

佐野市手数料条例（平成17年佐野市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表建築関係手数料の部の表第31号の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表第31号の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表第39号の6の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第39号の7の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表第41号の項中「から第5項まで」を「から第7項まで」に、「長期優良住宅建築等計画（）」を「長期優良住宅建築等計画等（）」に改め、「する長期優良住宅建築等計画」の次に「及び同条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項第1号ア(ア)中「住宅性能評価書をいう。」の次に「以下この項及び」を加え、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じた金額

ア 当該長期優良住宅維持保全計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合 申請1件につき前号イ(ア)に規定する金額

イ ア以外の場合 申請1件につき前号イ(イ)に規定する金額

別表建築関係手数料の部の表第42号の項各号列記以外の部分中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項第2号ア中「前項第2号ア」を「前項第3号ア」に改め、同号イ中「前項第2号イ」を「前項第3号イ」に改め、同号ウ中「前項第2号ウ」を「前項第3号ウ」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 次に

掲げる区分に応じた金額

ア 当該長期優良住宅維持保全計画の変更の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合 申請1件につき前項第2号アに規定する金額の2分の1に相当する金額

イ ア以外の場合 申請1件につき前項第2号イに規定する金額の2分の1に相当する金額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表建築関係手数料の部の表中第31号の項、第31号の2の項、第39号の6の項及び第39号の7の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表建築関係手数料の部の表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い建築関係手数料を改め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第53号参考資料

佐野市手数料条例の改正案 新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表 (第2条関係) (表略)		別表 (第2条関係) (表略)	
建築関係手数料 (表略)		建築関係手数料 (表略)	
手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分
(略)	(略)	(略)	(略)
(31) 法第85条第5項の規定による許可	仮設建築物建築許可申請手数料 申請1件につき 120,000円	(31) 法第85条第6項の規定による許可	仮設建築物建築許可申請手数料 申請1件につき 120,000円
(31)の2 法第85条第6項の規定による許可	1年を超えて使用する仮設建築物建築許可申請手数料 申請1件につき 160,000円	(31)の2 法第85条第7項の規定による許可	1年を超えて使用する仮設建築物建築許可申請手数料 申請1件につき 160,000円
(略)	(略)	(略)	(略)
(39)の6 法第87条の3第5項の規定による許可	建築物の用途を変更して他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に関する許可申請手数料 申請1件につき 120,000円	(39)の6 法第87条の3第6項の規定による許可	建築物の用途を変更して他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に関する許可申請手数料 申請1件につき 120,000円
(39)の7 法第87条の3第6項の規定	建築物の用途を変更して1年を超えて他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和 申請1件につき 160,000円	(39)の7 法第87条の3第7項の規定	建築物の用途を変更して1年を超えて他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和 申請1件につき 160,000円

による許可	に関する許可申請手数料	に関する許可申請手数料
(略)	(略)	(略)
<p>(41) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第5項までの規定による申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅普及促進法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>ア 新築の場合 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>(ア) 当該長期優良住宅建築等計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは住宅性能評価書（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。次項において同じ。）又はこれらの写しの添付があった場合</p> <p>a・b (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>(41) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第7項までの規定による申請に対する審査</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>ア 新築の場合 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>(ア) 当該長期優良住宅建築等計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは住宅性能評価書（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又はこれらの写しの添付があった場合</p> <p>a・b (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>ア 当該長期優良住宅維持保全計画の申請に係る住宅の構造</p>

	<p>及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合 申請1件につき前号イ(ア)に規定する金額</p> <p>イ ア以外の場合 申請1件につき前号イ(イ)に規定する金額</p> <p>(3) (略)</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の変更に関する認定申請手数料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>ア 当該長期優良住宅維持保全計画の変更の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合 申請1件につき前項第2号アに規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>イ ア以外の場合 申請1件につき前項第2号イに規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(3) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出次に掲げる審査の区分に応じた金額</p> <p>ア 法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 申出1件につき床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあつては当該増</p>
<p>(42) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する変更の認定に対する審査</p>	<p>長期優良住宅</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の変更に関する認定申請手数料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出次に掲げる審査の区分に応じた金額</p> <p>ア 法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 申出1件につき床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあつては当該増</p>

<p>加する部分の床面積)の合計に応じ、<u>前項第2号ア</u>に規定する金額</p> <p>イ 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の審査 申出1件につき<u>前項第2号イ</u>に規定する金額</p> <p>ウ 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物の審査 当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円(小荷物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあつては<u>前項第2号ウ</u>に規定する金額</p>	<p>加する部分の床面積)の合計に応じ、<u>前項第3号エ</u>に規定する金額</p> <p>イ 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の審査 申出1件につき<u>前項第3号イ</u>に規定する金額</p> <p>ウ 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物の審査 当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円(小荷物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあつては<u>前項第3号ウ</u>に規定する金額</p>
(略)	(略)
(表略)	(表略)